

労災レセプト電子化の取組について

電子レセプト請求の勧奨

- 医療機関等に対するリーフレットの送付等による周知
- 関係団体への協力依頼
- 労災診療費の請求の多い労災保険指定医療機関等を把握し、当該機関に対する電子レセプト請求の勧奨

労災レセプト電子化加算の創設(概算要求中)

- 内容
労災保険指定医療機関から提出されたレセプト1件につき3点(36円)を加算する。
- 期間
労災レセプト電算処理システム稼働～平成28年3月診療分まで

《参考》

労災レセプト電算処理システム導入に要する医療機関の経費
と「労災電子化加算」支給額の試算(健保の電子加算との比較)

1 労災レセプト対応ソフトウェアの価格

A社 200,000円、B社 150,000円、C社 120,000円、D社 35,000円
(現在の労災レセプト作成ソフトウェアの価格を調査)
≈ 126,250円程度

2 ソフトウェア価格と「労災電子化加算」支給額

- 労災電子化加算(レセプト1件3点)を2年9月間支給した場合
8,460円／126,250円 (6.7%相当)

$$\left. \begin{array}{rcl} \text{レセプト件数(年間)} & \text{支払実績有指定医療機関数} & \\ 2,408,422\text{件} & \div 27,939\text{機関} & = 86\text{件/年}(7件/月) \\ (\text{平成22年度}) & (\text{平成23年度}) & \end{array} \right\}$$

$$235\text{件} (86\text{件} + 86\text{件} + 7\text{件} \times 9\text{月}) \times @36 = 8,460\text{円} \text{ (2年9月分)}$$

(3点×12円)

$$[86\text{件} \times 36\text{円} = 3,096\text{円} \text{ (1年分)}]$$

※ 健保の「電子化加算」(初診、3点)を例として、取扱件数の差異を勘案し、「労災電子化加算」(初診+再診、3点)を創設するもの。

- 労災診療費の請求の多い労災保険指定医療機関等に対する電子レセプト請求の勧奨
- 医療機関における電子レセプト請求普及のためのインセンティブとして電子レセプト請求に伴う経済的負担を軽減する措置を講じる

電子化への取組に係る加算(健保)

平成18年度(～21年度)

A000 初診料

注7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、療養の給付等に係る事務を電子的に行うための体制整備に係る取組を行った場合には、電子化加算として、所定点数に3点を加算する。

平成22年度(～現在)

A001 再診料

注9 個別の費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書の発行等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関(診療所に限る)を受診した患者については、明細書発行体制等加算として、所定点数に1点を加算する。